

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の人口は昭和 40 年代から 60 年代にかけて住宅開発が続き昭和 62 年に約 3 万人に到達した。その後、平成 20 年に JR 島本駅が開業したことを受け大型マンションの建設が相次ぎ、令和 5 年 4 月 1 日現在の人口は 31,603 人となっている。令和 4 年 4 月現在の高齢化率については 27.90%と他市町村同様高い水準にあるが、一方で大型マンション建設による子育て世代の流入により、待機児童の増加や小学校校舎の増築など子育て・教育環境への対応も迫られているなど、団塊世代と 10 代以下が多い人口構造となっている。

本町の産業構造については、平成 28 年現在で事業所数 610、従業者数 6,926 人となっているが、年々減少傾向にある。従業者数は製造業が一番多く、次いでサービス業、医療・福祉、卸売業・小売業の順となっており、特色としては研究所が比較的多く立地していることが挙げられる。

中小企業者の実態については、事業所数が年々減少していく中で空き店舗なども増加してきており、また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響により厳しい経営環境に置かれている中小企業への支援や商店街の活性化などの取組が必要であると考えている。

そういった状況の中、先端技術や設備等を積極的に導入しようとする既存の企業や新しく町内に参入してくる企業に対し、本制度が活用できるよう本町として整備するものである。

#### (2) 目標

先端技術を導入し労働生産性が高い企業を多く有することにより、本町の商工業の発展につなげるとともに、厳しい財政状況が続く中、長期的な視点においては、本町の税収の増加を目指す。本町の税収増加に寄与する企業数については 4

(1) の計画期間内で 2 者を目指す

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本町の産業は、製造業、サービス業など多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

導入においては、促進の機会を可能な限り増加させることが望ましいと考え、島本町全域とする。

### (2) 対象業種・事業

導入においては、促進の機会を可能な限り増加させることが望ましいと考え、対象業種・事業は限定しない。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月10日～令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。